

# (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則（以下「旧就業規則」という。）第53条の規定に基づき、教職員（旧就業規則第2条第1項に規定する教職員のうち旧就業規則第53条第3号に掲げるものをいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

### (給与の種類)

第2条 教職員の給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、産業医手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及びクロスアポイントメント手当とする。

## 第2章 給料の支給基準

### (給料)

第3条 教職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

### (給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表(1) (別表第1)
- (2) 一般職給料表(2) (別表第2)
- (3) 教育職給料表 (別表第3)
- (4) 削除
- (5) 看護職給料表(1) (別表第5)

### (職務の級の決定)

第5条 教職員の職務の級（給料表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「旧昇給等規程」という。）の定めるところにより決定する。

### (初任給の決定)

第6条 新たに教職員となった者の号給は、旧昇給等規程に定める初任給の基準に従い決定する。

### (昇格等による給料決定)

第7条 教職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、旧昇給等規程の定めるところにより決定する。

第8条 削除

### (昇給)

第9条 教職員の昇給は、旧昇給等規程に定める日に、同規程で定める期間におけるその者

の勤務成績に応じて行うものとし、同規程に定める基準に従い決定するものとする。

- 2 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 3 休職となった教職員が復職したときその他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、旧昇給等規程で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

#### (給料の調整額)

第10条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、給料表の給料月額をもって給料とすることが適当でないとき認められるときは、調整額を支給する。

- 2 前項の規定により調整額を支給する教職員は別表第6に定める者とし、支給額は同表の支給額欄に定める額とする。

#### (給料支給の始期及び終期)

第11条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。ただし、離職又は死亡の際昇給を受けた者については、この限りでない。

- 2 教職員が離職し、又は死亡したときは、次の各号に掲げるところにより給料を支給する。ただし、離職又は死亡の日に第38条第7項及び第39条から第42条までの規定により給料の支給を受けていない者については、この限りでない。

(1) 次号から第5号までに該当する者以外の者については、その月の末日までの給料を支給する。

(2) 離職又は死亡の日に第44条第3項に該当する者及び給料の支給を受けている休職者については、現に支給されている給料の額をその月の末日まで支給する。

(3) 公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第31条（第2号及び第7号に掲げる者を除く。）の規定により解雇とされた者及び就業規則第53条の規定により懲戒解雇された者については、その離職の日までの給料を支給する。

(4) （旧）公立大学法人大阪市立大学教職員退職手当規程（以下「旧退職手当規程」という。）第3条の適用を受ける者については、その離職の日までの給料を支給する。

(5) 就業規則第18条の転籍出向の命令に応じて退職した者については、その退職の日まで給料を支給する。

(6) その他公立大学法人大阪の要請に応じて人事交流等のため退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。

(7) 前各号に掲げるもののほか、当該職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務上の義務に違反する行為を行った者であるときは、その離職の日までの給料を支給する。

- 3 離職した教職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50条）に基づき大阪市（以下「市」という。）から派遣されていた者が、法人のみと雇用契約を結ぶ教職員となるために市を退職した場合を含む。）が即日又はその翌日教職員になった場合の給料支給については、引き続き在職するものとみなす。

#### (給料の日割計算)

第12条 前条の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から所定の休日（（旧）公立大学法人大阪市立大学教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「旧勤務時間等規程」という。）に規定する休日をい

う。)の日数を差し引いた日数(以下「所定勤務日数」という。)を基礎として日割により計算する。

### 第3章 諸手当の支給基準

#### (管理職手当)

第13条 管理又は監督の地位にある教職員には、管理職手当を支給する。

2 前項に規定する教職員は、別表第7に掲げる職にある者とし、同表の区分欄に定める区分に応じて、次の各号に定める額の管理職手当を支給する。

- (1) 1種甲 110,000円
- (2) 1種乙 90,000円
- (3) 2種 75,000円
- (4) 3種 63,000円

#### (管理職手当の始期、終期及び日割計算)

第14条 月の中途において、管理職手当を受けるべき職に採用され又は管理職手当を支給すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当を支給し、管理職手当の額を改定すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当の額を改定し、退職し又は管理職手当を支給すべき事由が消滅した場合はその日から管理職手当を支給しない。

2 前項の場合の管理職手当の計算にあたっては、第12条の規定を準用し、日割計算する。

#### (初任給調整手当)

第15条 次の各号に掲げる職に新たに採用された教職員には、(旧)公立大学法人大阪市立大学教職員初任給調整手当規程(以下「旧初任給調整手当規程」という。)に定める期間及び額の範囲内で、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後、旧初任給調整手当規程に定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当を支給する。

- (1) 医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事する教員のうち、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証(以下同じ。)又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有するもの
- (2) 前号の職以外の職で特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので旧初任給調整手当規程に定めるもの

2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 第1項及び第2項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給額については、旧初任給調整手当規程に定める。

4 第14条の規定は、初任給調整手当の支給について準用する。

#### (産業医手当)

第15条の2 産業医として従事する教職員には、次の各号に掲げる区分に応じて定める産業医手当を支給する。

- (1) 杉本地区事業場又は阿倍野地区事業場を総括する産業医 20,000円
- (2) 前号以外の産業医 10,000円

2 第14条の規定は、産業医手当の支給について準用する。

### (扶養手当)

第16条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、教職員と生計を一にし、かつ、主としてその教職員の収入により生計を維持するものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害がある親族

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級である者（以下「4級教員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

### (扶養の届出)

第17条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

### (扶養手当支給の始期及び終期)

第18条 扶養手当は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においては、その教職員となった日から、扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある4級教員が4級教員以外の教職員となった場合又は教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（前条第1号に該当する事実が生じた扶養親族の誕生日が4月1日であるときは、その事実が生じた日の属する月）から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

2 扶養手当は、扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある教職員で4級教員以外のものが4級教員となった場合又は教職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日（第16条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。

3 月の途中において扶養手当が発生し、又は消滅した場合におけるその月の扶養手当の支給額の計算については、第12条の規定を準用し、日割計算する。

#### （地域手当）

第19条 教職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料月額（給料の調整額を除く。）、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の16（東京都の特別区の存する地域に在勤する教職員にあっては、100分の20）（第38条に規定する休職者については、給料月額及び扶養手当の月額の合計額）を乗じて得た額とする。

#### （地域手当の始期及び終期）

第20条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され、又は退職した場合の地域手当については、第11条及び第12条の規定を準用して、計算する。

#### （住居手当）

第21条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して支給する。ただし、（旧）公立大学法人大阪市立大学教職員住居手当規程（以下「旧住居手当規程」という。）で定める教職員については、この限りでない。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている教職員

(2) 第25条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして旧住居手当規程に定めるもの

2 住居手当の月額は、28,000円（前項第1号に掲げる教職員のうち同項第2号に掲げる教職員でもあるものにあつては、その額に2分の3を乗じて得た額）を超えない範囲内において、同項各号に掲げる教職員の区分に応じて旧住居手当規程で定める。

3 大阪市内の住宅に居住する教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「28,000円」とあるのは「30,500円」とする。

#### （住居の届出）

第22条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 前条第1項の教職員たる要件を具備するに至ったとき

(2) 住居手当を受けている教職員の住居、家賃の額その他住居手当の月額を変更する事由があつたとき

(3) その他理事長が必要と認めたとき

#### （住居手当支給の始期及び終期）

第23条 住居手当の支給は、教職員が新たに第21条第1項の教職員たる要件を具備するに

至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同項の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当は、これを受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合（同額に改定する場合を含む。）について準用する。

#### （通勤手当）

第24条 通勤手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。ただし、（旧）公立大学法人大阪市立大学教職員通勤手当規程（以下「旧通勤手当規程」という。）で定める教職員については、この限りでない。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で、旧通勤手当規程で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする教職員

- 2 通勤手当の額は、旧通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として旧通勤手当規程で定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき旧通勤手当規程で定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間（当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。）につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- (1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
- (2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき旧通勤手当規程で定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

- 4 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の旧通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して旧通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。

#### （単身赴任手当）

第25条 事業場を異にする配置転換又は勤務する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他（旧）公立大学法人大阪市立大学教職員単身赴任手当規程（以下「旧単身赴任手当規程」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該配置転換又は事業場の移転の直前の住居から当該配置転換又は事業場の移転の直後に勤務する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して旧単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活

することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して旧単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（旧単身赴任手当規程で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が旧単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて旧単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして旧単身赴任手当規程で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

#### （単身赴任手当の届出）

第26条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに前条第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居その他住居手当の月額を変更する事由があったとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

#### （単身赴任手当支給の始期及び終期）

第27条 第23条の規定は、単身赴任手当の支給について、準用する。

#### （特殊勤務手当）

第28条 教職員が次に掲げる特殊な勤務に従事した場合において、その勤務に対し給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるときは、その勤務の特殊性にかんがみ、業務能率及び技能の高揚に応ずるように定めた特殊勤務手当を支給することができる。

- (1) 身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与える勤務
- (2) 過度の疲労又は不快を伴う勤務
- (3) 著しく複雑又は困難な勤務その他通常の勤務と異なった特殊な勤務

- 2 特殊勤務手当の種類及び支給される教職員の範囲並びにその額は、（旧）公立大学法人大阪市立大学教職員特殊勤務手当規程（以下「旧特殊勤務手当規程」という。）で定める。ただし、その額は、特別の事情がある場合を除き、1月につき給料月額（給料の調整額を除く。）の100分の25を超えてはならない。

#### （超過勤務手当）

第29条 公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第5条から第7条及び第10条から第15条並びに旧勤務時間等規程第6条及び第7条に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられて勤務した教職員には、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、所定の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 旧勤務時間等規程第6条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の勤務（第2号に掲げるものを除く）

100分の125

- (2) 休日以外の日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの  
100 分の 150
- (3) 休日の勤務（第 4 号に掲げるものを除く。）  
100 分の 135
- (4) 休日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの  
100 分の 160

2 前項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が 1 月につき 45 時間を超えた教職員には、同項の規定にかかわらず、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 130」と、「100 分の 150」とあるのは「100 分の 155」と読み替えて同項の規定を適用する。

3 第 1 項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が 1 年（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）につき 360 時間を超えた教職員には、同項の規定にかかわらず、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 130」と、「100 分の 150」とあるのは「100 分の 155」と読み替えて同項の規定を適用する。

4 第 1 項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が 1 月につき 60 時間を超えた教職員には、前 3 項の規定にかかわらず、その 60 時間を超えて勤務した時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

#### （夜間勤務手当）

第 30 条 所定の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した教職員には、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

#### （管理職員深夜勤務手当）

第 30 条の 2 勤務時間等規程第 15 条の規定の適用を受ける教職員（以下「管理監督者」という。）が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合には、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を管理職員深夜勤務手当として支給する。

2 前 2 条の規定は、管理監督者には適用しない。

#### （超過勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額）

第 31 条 前 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\begin{aligned} & \text{「給料(調整額含む)の月額」} + \text{「管理職手当の月額」} \\ & + \text{「これらに対する地域手当の月額」} + \text{「初任給調整手当の月額」} + \text{「産業医手当の月額」} \end{aligned}}{\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12}$$

2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$

3 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する 1 週間当たり勤務時間をいい、年間祝日日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日

4 第 2 項に規定する週勤務時間に 12 分の 52 を乗じたものに 30 分未満の端数があるとき



はこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

#### (超過勤務手当等の計算)

第32条 前4条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

2 超過勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げる。

#### (宿日直手当)

第33条 勤務時間等規程第18条に規定する宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)を命じられて勤務した教職員には、その勤務1回につき、5,800円を宿日直手当として支給する。

2 宿日直勤務のうち理事長が定める勤務に従事するものについては、その勤務1回につき、1,900円の範囲内で理事長が定める額を前項に規定する額に加えることができる。

3 前2項にかかわらず、医学部附属病院において入院患者の病状の急変等に対処するため、医師免許証を有する教員が宿日直勤務をした場合は、23,500円を宿日直手当として支給する。

4 前5条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第29条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

#### (超過勤務手当等の特例)

第34条 監視又は断続的勤務に従事する教職員については、超過勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当について、その勤務の特殊性に基づき、前6条の規定にかかわらず、別段の定めをすることがある。

#### (クロスアポイントメント手当)

第35条 本法人及び他機関の教員等の双方の身分を有しながら本法人及び他機関の業務を行う教職員(以下「クロスアポイントメント教職員」という。)には、大阪市立大学クロスアポイントメント制度に関する規程(以下「クロスアポイントメント規程」という。)第7条の規定により締結する協定において、本法人が給与を一括支給する場合に支給すべき給与の額が、クロスアポイントメント制度の適用がないものとした場合における給与相当額を上回るときは、その差額相当額をクロスアポイントメント手当として支給することがある。

第36条 削除

## 第4章 期末手当及び勤勉手当

#### (期末手当及び勤勉手当)

第37条 6月又は12月に在職する教職員には、(旧)公立大学法人大阪市立大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(以下「旧期末手当規程」という。)に定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。

## 第5章 休職者等の給与

### (休職者の給与)

第38条 就業規則第21条第1項第1号の規定により休職となった者（次項及び第3項に定めるものを除く。）に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の80を支給し、満1年を超えてからは、給与を支給しない。

2 スモン、ベーチェット病、パーキンソン病等の難病で理事長の指定する疾患にかかり就業規則第21条第1項第1号の規定による休職となった者に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の全額、満1年を超え満2年に達するまでは、それぞれの100分の80を支給し、満2年を超えてからは、給与を支給しない。

3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により就業規則第21条第1項第1号の規定による休職となった者に対しては、その間、期末手当及び勤勉手当を除くほか、給与を支給しない。

4 旧就業規則第19条第1項第2号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。

5 旧就業規則第19条第1項第3号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。

6 旧就業規則第19条第1項第5号の規定による休職者に対しては、その休職期間中、その者が法人において勤務した場合に受けるべき給与から出向先から受け取った給与を差し引いた額以内の給与を支給することがある。

7 旧就業規則第19条第1項第4号及び第7号の規定による休職者には、その間、給与を支給しない。

### (専従休職者の給与)

第39条 旧就業規則第19条第1項第6号の規定による専従休職（以下「専従休職」という。）となった教職員には、その間、給与を支給しない。

### (停職者の給与)

第40条 就業規則第53条第3号の規定による停職（以下「停職」という。）とされた教職員には、その間、給与を支給しない。

### (育児・介護休業者の給与)

第41条 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「旧育児・介護休業規程」という。）に規定する育児休業及び介護休業を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

### (育児短時間勤務の期間中の給与)

第41条の2 旧育児・介護休業規程に規定する育児短時間勤務をしている教職員のその間の給与については、別に規程で定めるところによる。

### (自己啓発等休業者の給与)

第41条の3 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の自己啓発等休業に関する規程に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

### (業務傷病休業等の間の給与)

第 42 条 就業規則第 47 条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）となった教職員には、その間、期末手当及び勤勉手当を除くほか、この規程に定める給与は支給しない。

### (休職前後の給与支給の変更)

第 43 条 教職員が月の中途において、前 7 条に規定する休職、専従休職、停職、育児休業、介護休業、育児短時間勤務、自己啓発休業又は業務傷病休業等（以下「休職等」という。）となり、又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料、管理職手当、初任給調整手当、産業医手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当は、第 12 条に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

2 前項の場合において、通勤手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当の計算については、それぞれ旧通勤手当規程、旧特殊勤務手当規程及び旧期末手当規程において定める。

3 月の初日から引き続いて休職等となっていたものが、月途中で復職等となった場合は、その教職員に係る給料をその日以後速やかに支給するものとする。

## 第 6 章 給与の減額

### (給料の減額)

第 44 条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

(1) 旧勤務時間等規程第 21 条に規定する年次有給休暇

(2) 旧勤務時間等規程第 26 条第 1 項に規定する特別休暇。ただし、同条同項第 7 号に掲げる休暇は、年 13 回を限度とし、1 回について 2 日（理事長が別に定める業務に従事している教職員にあっては 3 日）以内に限るものとする。

(3) 旧就業規則第 58 条第 2 項及び就業規則第 63 条第 2 項並びに旧勤務時間等規程第 28 条に規定する病気休暇

(4) 旧勤務時間等規程第 19 条第 1 項の規定により勤務しないことの承認を受けた日又は時間

(5) 就業規則第 19 条に規定するクロスアポイントメント制度による出向の期間における出向先での所定の勤務日（出向先から当該所定の勤務日について給与を受けていないと認められる場合で、この項により給料を減じることとなる事由に相当する事由がないときに限る。）

(6) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合

2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない 1 日につき 1 日当たりの給料の額の 100 分の 50 をその者に支給すべき給料の額から減額する。

(1) 旧勤務時間等規程第 28 条に定める病気休暇の期間及び旧就業規則第 58 条第 1 項第 2 号（同号に準ずる者として第 3 号の適用を受ける者を含む。以下同じ。）により就業を禁止され同条第 2 項の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続く休日、

又は就業規則第 44 条の欠勤（心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1 日未満の遅刻、早退及び外出は 1 日とみなす。以下「欠勤等」という。）の期間が引き続き 90 日を超える場合

(2) 就業規則第 63 条第 2 項による病気休暇の期間が引き続き 1 年を超える場合

4 前項各号に掲げる病気休暇（前項第 1 号にあってはその後に引き続き欠勤等の期間を含む。以下同じ。）により引き続き勤務しない期間（以下「病気休暇等の期間」という。）の期間の計算にあたって、病気休暇等の期間と病気休暇等の期間の間の期間（以下「休暇間の期間」という。）がある場合については、次の各号の定めるところによるものとし、次の各号のいずれにも該当しない場合は、前後の病気休暇等の期間は通算しない。

(1) 休暇間の期間に勤務した日（遅刻、早退又は外出の日及び宿日直勤務を除く。以下同じ。）がない場合 当該休暇間の期間及びその前後の病気休暇等の期間を病気休暇等の期間とする。

(2) 休暇間の期間に勤務した日がある場合 当該休暇間の期間が 90 日未満（休暇間の期間の直前の病気休暇等の期間に精神疾患によるものであると認められる病気休暇が含まれる場合は 180 日未満）である場合は、その前後の病気休暇等の期間を通算する。

#### （勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額）

第 45 条 前条第 1 項に規定する勤務 1 日当たりの給料額は、給料（調整額を含む）の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 前条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。

「給料（調整額を含む）の月額」

$\frac{\text{「週勤務時間」} \times 52}{12}$

3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$

4 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する 1 週間当たり勤務時間をいい、年間祝日日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日

5 第 3 項に規定する週勤務時間に 12 分の 52 を乗じたものに 30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げる。

#### （給料の減額の方法）

第 46 条 第 44 条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の給料から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

#### （管理職手当、初任給調整手当及び産業医手当の減額）

第 47 条 教職員が所定の時間勤務しない場合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日当たりの管理職手当、初任給調整手当及び産業医手当を、その者に支給すべき管理職手当、初任給調整手当及び産業医手当から減額する。

(1) 旧勤務時間等規程第 21 条に規定する年次有給休暇

(2) 旧勤務時間等規程第 26 条第 1 項に規定する特別休暇。ただし、同条同項第 7 号に掲

げる休暇は、年 13 回を限度とし、1 回について 2 日（理事長が別に定める業務に従事している教職員にあっては 3 日）以内に限るものとする。

(3) 旧勤務時間等規程第 19 条第 1 項の規定により勤務を要しないことの承認を受けた日又は時間

2 月のうちに外国に駐在した日がある場合は、その間の 1 日当たりの管理職手当を、その者に支給すべき管理職手当から減額する。

3 勤務成績が著しく不良である教職員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。

4 第 1 項及び第 2 項の勤務 1 日当たりの手当額の計算にあたっては、第 45 条第 1 項の規定を準用して計算する。

#### (地域手当の減額)

第 48 条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、地域手当のうち給料月額に係る部分については、第 44 条及び第 45 条の規定を準用し、減額する。

2 地域手当のうち、管理職手当に係る部分については、第 47 条の規定を準用し、減額するものとする。

#### (扶養手当、住居手当、単身赴任手当の減額)

第 49 条 第 44 条の規定により給料を減額する場合であっても、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は減額しない。

## 第 7 章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

### (計算期間)

第 50 条 給与は、本規程、旧通勤手当規程、旧特殊勤務手当規程、旧期末手当規程その他本規程の関係規程（以下「本規程等」という。）において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

### (支払日)

第 51 条 給与は、本規程等において別に定める場合を除き、給料、産業医手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当及びクロスアポイントメント手当については、翌月の支給日に支給する。

2 前項に定める給与の支給日は、毎月 17 日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

(1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。） その翌日

(2) 日曜日でその翌日が祝日であるもの その前々日

(3) 土曜日 その前日

### (退職者等への給与支払)

第 52 条 給与の支給日（以下「支給日」という。）後において新たに教職員となった者及び支給日前において離職し、又は死亡した教職員に係る給与については、その日以後速やかに支給するものとする。

### (非常時の給与支払)

第 53 条 教職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合にお

いては、第 50 条及び第 51 条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

- (1) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合
- (3) 教職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により 1 週間以上をわたって帰郷する場合

#### (給与の支払方法)

第 54 条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、教職員の同意を得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該教職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

2 第 1 項の規定にかかわらず、法律に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものは給与から控除することができる。

- (1) 勤労者財産形成促進法に定める財産形成貯蓄
- (2) 大阪市職員共済組合の団体扱いに係る団体信用生命保険の特約保険料
- (3) 大阪市職員互助会条例（昭和 30 年大阪市条例第 3 号）の規定による大阪市職員互助会（以下「互助会」という。）の掛金及びその事業に係る徴収金並びに互助会において取り扱う貸付償還金及びその団体扱いに係る生命保険等の保険料
- (4) 大阪府教職員互助組合の掛金及びその事業にかかる徴収金並びに同互助組合において取り扱う貸付償還金及びその団体扱いに係る生命保険等の保険料
- (5) 教職員の厚生会等の会費
- (6) 労働組合がその構成員たる教職員から徴収する組合費並びに労働金庫、全日本自治体労働者共済生活協同組合及び全大阪労働者共済生活協同組合に対する払込金
- (7) 教職員宿舍の賃貸料その他教職員宿舍の居住に伴う徴収金
- (8) 学内保育所の保育料その他学内保育所の利用に伴う徴収金
- (9) 大阪市立大学夢基金への寄附金

3 第 1 項の規定にかかわらず、クロスアポイントメント教職員の給与の支払方法については、クロスアポイントメント規程第 7 条に定める協定に基づき、別段の取扱いをすることができるものとする。

## 第 8 章 雑則

### (給与を受ける権利の処分禁止)

第 55 条 教職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

### (給与の支給額の端数計算)

第 56 条 本規程に規定する給与の種類ごとの支給額について円位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (追給の限度)

第 57 条 給与を精算する場合で、精算の内容が未払い分の追給であるときは、未払い給与が本来支払われるべき支給日の翌日から起算して 2 年を経過していない分に限り追給するものとする。

### (戻入の限度)

第 58 条 給与を精算する場合で、精算の内容が過払い分の戻入であるときは、給与の過払

いが生じた支給日の翌日から起算して5年を経過していない分に限り戻入を行うものとする。

**(この規程により難しい場合の措置)**

第59条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

**附 則**

**(施行期日等)**

1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**(定年前給与抑制教員の給料の減額)**

2 旧就業規則第26条第1項第1号の適用を受ける者（医学研究科に勤務する者を除く。）のうち、年度初日の前日において、63歳以上の年齢に達しているもの（以下「定年前給与抑制教員」という。）の給料の月額を、別表第3及び（旧）公立大学法人大阪市立大学の育児短時間勤務をしている教職員の給与に関する規程第3条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額（以下「減額前の給料月額」という。）から、減額前の給料月額に100分の20を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得られる額とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、減額前の給料月額（第4号に掲げる手当にあっては減額前の給料月額に給料の調整額を加えた額、第6号に掲げる手当にあっては別表第3の規定による給料の月額）とする。

- (1) 給料の調整額
- (2) 地域手当
- (3) 特殊勤務手当
- (4) 超過勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当
- (5) 期末手当及び勤勉手当
- (6) 旧退職手当規程第2条の2の規定による退職手当

**(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)**

4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に支給する扶養手当は、第16条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を扶養手当として支給する。

- (1) 第16条第2項第1号に該当する扶養親族については9,000円、扶養親族たる子については1人につき9,000円（教職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までに該当する扶養親族については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子のない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）とする。
- (2) 4級教員にあつては、前号の規定にかかわらず、第16条第2項第1号に該当する扶養親族については6,500円、扶養親族たる子については1人につき9,000円（4級教員に配偶者のない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。
- (3) 扶養親族のうちに特定扶養親族がいる場合における扶養手当の月額は、前2号の規

定にかかわらず、6,000 円に当該特定扶養親族の数を乗じて得た額を前 2 号の規定による額に加算した額とする。

- 5 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に支給する扶養手当は、第 17 条の規定にかかわらず、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その教職員に配偶者のないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。
  - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第 16 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
  - (3) 第 16 条第 2 項第 2 号から第 6 号までに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子、父母等」という。）がある教職員が配偶者のない教職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
  - (4) 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）
- 6 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に支給する扶養手当は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においては、その教職員となった日から、扶養親族たる配偶者、父母等で前項の規定による届出に係るものがある 4 級教員が 4 級教員以外の教職員となった場合又は教職員に前項第 1 号又は第 3 号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（前項第 1 号に該当する事実が生じた扶養親族の誕生日が 4 月 1 日であるときは、その事実が生じた日の属する月）から、特定扶養親族でない者が特定扶養親族となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（第 16 条第 2 項第 2 号、第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に前項第 1 号又は第 3 号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後においてなされたときは、扶養親族たる子、父母等がある教職員で第 16 条第 2 項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。
- 7 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に支給する扶養手当は、第 18 条第 2 項の規定にかかわらず、扶養親族たる配偶者、父母等で第 4 項の規定による届出に係るものがある教職員で 4 級教員以外のものが 4 級教員となった場合又は教職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合又は第 4 項第 4 号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日（第 16 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に該当する扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。ただし、扶養親



族たる子、父母等がある教職員で扶養親族たる配偶者があったものについて当該教職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は第4項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う。

**(看護職給料表(1)適用者の職務の級の切替え)**

8 平成31年3月31日において、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程（以下「合併前の規程」という。）別表第5の適用を受けていた教職員で平成31年3月31日における職務の級が1級である者の平成31年4月1日における職務の級は1級とする。

**(看護職給料表(1)適用者の号給の切替え)**

9 平成31年3月31日において合併前の規程別表第5の看護職給料表(1)の適用を受けていた教職員の平成31年4月1日における号給は、平成31年3月31日に受けていた給料月額と同じ号給（同じ号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

**(職務の級及び号給の切替え等に伴う経過措置)**

10 平成31年3月31日において合併前の規程別表第5の看護職給料表(1)の適用を受けていた教職員において、この規程の施行及び前2項の規定により、平成31年4月1日においてその者が受ける号給の給料月額が平成31年3月31日に受けていた給料月額に達しないこととなる教職員の平成31年4月1日以後における給料月額は、当該教職員が受ける号給の給料月額が平成31年3月31日に受けていた給料月額に達するまでの間、杉本地区事業場で勤務する期間に限り、平成31年3月31日に受けていた給料月額とする。

11 前項の規定により給料月額が決定される教職員の次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、同項による給料月額とする。

- (1) 第19条の規定による地域手当
- (2) 第28条の規定による特殊勤務手当
- (3) 第29条の規定による超過勤務手当及び第30条の規定による夜間勤務手当
- (4) 第37条の規定による期末手当及び勤勉手当
- (5) 旧退職手当規程第2条の2の規定による退職手当

**(経過措置期間における昇格の特例)**

12 平成31年3月31日において合併前の規程別表第5の看護職給料表(1)の適用を受けていた教職員において、平成31年4月1日から令和4年年3月31日までの期間に昇格した者の号給については、昇格の日の前日に受けていた給料月額（附則第10項の適用を受ける教職員にあっては、同項による給料月額）と同じ号給（同じ号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

**(病気休暇等の期間に関する経過措置)**

13 第44条第3項及び第4項の規定は、平成31年4月1日以降に開始する病気休暇等の期間から適用する。

14 合併前の規程第44条第3項に定める病気休暇の期間（以下「合併前規程病気休暇期間」という。）がある教職員の合併前規程病気休暇期間と前項の規定による最初の病気休暇等の期間（以下「最初の病気休暇等の期間」という。）の通算については、合併前の規程第44条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合、最初の病気休暇等の期間に通算されることとなる合併前規程病気休暇期間の日数は病気休暇等の期間とみなして、

第 44 条第 3 項及び第 4 項の規定を適用する。

## 別表第1

## 一般職給料表(1)

号給	1級	2級	3級	4級
1	135,900	164,700	221,100	263,200
2	136,800	166,400	222,900	265,000
3	137,700	168,200	224,700	266,800
4	138,600	170,000	226,400	268,600
5	139,400	171,600	228,100	270,200
6	140,300	173,600	229,900	272,000
7	141,200	175,600	231,700	273,800
8	142,100	177,600	233,400	275,600
9	143,000	179,400	235,100	277,300
10	144,100	181,400	236,900	279,200
11	145,200	183,400	238,700	281,200
12	146,300	185,400	240,400	283,200
13	147,400	187,300	242,100	285,000
14	148,500	189,300	243,900	287,000
15	149,600	191,300	245,700	289,000
16	150,700	193,300	247,500	291,000
17	151,900	195,200	249,100	292,800
18	153,600	197,200	250,900	294,800
19	155,200	199,200	252,700	296,800
20	156,800	201,200	254,500	298,800
21	158,300	203,100	256,100	300,700
22	159,900	205,100	257,900	302,700
23	161,500	207,100	259,700	304,700
24	163,100	209,100	261,500	306,700
25	164,700	211,000	263,100	308,600
26	166,400	213,000	264,900	310,600
27	168,100	215,000	266,700	312,600
28	169,800	217,000	268,500	314,600
29	171,400	218,900	270,100	316,500
30	173,200	220,900	271,900	318,500
31	175,000	222,900	273,700	320,500
32	176,800	224,900	275,500	322,400
33	179,400	226,800	277,200	324,400
34	181,000	229,200	279,000	326,400
35	182,400	231,700	280,800	328,400
36	183,900	233,300	282,600	330,400
37	185,500	234,900	284,300	332,400
38	187,000	236,800	286,100	334,200
39	188,500	238,500	287,900	336,000
40	190,000	240,300	289,700	337,800
41	191,600	241,900	291,400	339,400
42	193,100	243,700	293,500	340,500
43	194,600	245,400	295,600	341,600
44	196,100	247,200	297,600	342,800
45	197,700	248,800	299,500	343,900
46	199,200	250,500	301,600	344,900
47	200,700	252,300	303,800	345,900
48	202,200	254,200	305,900	346,900

号給	1 級	2 級	3 級	4 級
49	203,700	255,700	307,800	347,900
50	205,000	257,400	309,800	348,900
51	206,300	259,200	311,900	349,900
52	207,600	261,000	313,900	350,900
53	208,900	262,600	315,900	351,900
54	210,200	264,300	317,900	352,900
55	211,500	266,100	319,900	353,900
56	212,800	267,900	321,900	354,900
57	214,100	269,500	323,800	355,900
58	215,100	271,200	325,700	356,900
59	216,100	272,900	327,600	357,900
60	217,100	274,700	329,500	358,900
61	218,100	276,300	331,400	359,900
62	218,900	278,000	332,800	360,900
63	219,700	279,700	334,300	361,900
64	220,600	281,500	335,800	362,900
65	221,400	283,100	337,100	363,700
66	222,000	284,800	338,100	364,600
67	222,600	286,600	339,100	365,500
68	223,200	288,300	340,100	366,400
69	223,600	289,900	340,900	367,300
70	224,100	291,600	341,200	367,800
71	224,600	293,300	341,500	368,300
72	225,100	295,000	341,800	368,900
73	225,600	296,600	341,900	369,400
74	226,100	298,300	342,200	369,700
75	226,700	300,000	342,500	370,000
76	227,100	301,600	342,800	370,300
77	227,400	303,200	342,900	370,400
78	227,500			370,700
79	227,700			371,000
80	227,800			371,300
81	227,900			371,400
82	228,000			
83	228,100			
84	228,200			
85	228,400			
86	228,500			
87	228,600			
88	228,700			
89	228,800			

備考

- (1) この給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- (2) 大学卒で採用された事務職員及び技術職員のうち、その者の級及び号給におけるこの表に掲げる給料の月額が 176,800 円を下回る者については、この表に掲げる給料の月額にかかわらず、給料の月額を 176,800 円とする。
- (3) 短大(3年制)卒で採用された事務職員で、医事運営課、患者支援課又は MedCity21 運営課に所属する者のうち、その者の級及び号給におけるこの表に掲げる給料の月額が 169,800 円を下回る者については、この表に掲げる給料の月額にかかわらず、給料

- の月額を 169,800 円とする。
- (4) 短大(2年制)卒で採用された事務職員で、医事運営課、患者支援課又は MedCity21 運営課に所属する者のうち、その者の級及び号給におけるこの表に掲げる給料の月額が 163,100 円を下回る者については、この表に掲げる給料の月額にかかわらず、給料の月額を 163,100 円とする。

## 別表第2

## 一般職給料表(2)

号給	1 級	2 級	3 級
1	125,700	230,800	276,700
2	126,600	232,400	278,600
3	127,600	234,000	280,500
4	128,500	235,600	282,400
5	129,500	237,300	284,200
6	130,500	238,700	286,000
7	131,500	240,100	287,800
8	132,500	241,500	289,700
9	133,300	242,700	291,400
10	134,300	243,800	293,000
11	135,300	244,900	294,600
12	136,400	246,000	296,200
13	137,200	247,000	297,800
14	138,200	248,100	299,300
15	139,200	249,200	300,800
16	140,200	250,300	302,300
17	141,300	251,400	303,800
18	142,500	252,500	305,300
19	143,700	253,600	306,800
20	144,900	254,700	308,300
21	146,000	255,900	309,800
22	147,200	257,000	311,300
23	148,400	258,100	312,800
24	149,600	259,300	314,300
25	150,800	260,300	315,800
26	152,300	261,400	317,200
27	153,600	262,500	318,600
28	155,000	263,600	320,000
29	156,400	264,700	321,200
30	157,800	265,900	322,500
31	159,200	266,900	323,800
32	160,600	268,000	325,100
33	162,100	268,700	326,300
34	163,500	269,900	327,500
35	165,000	270,900	328,700
36	166,300	272,000	329,900
37	167,600	272,700	331,000
38	169,000	273,500	332,000
39	170,500	274,300	333,100
40	171,800	275,100	334,200
41	173,100	275,900	335,100
42	174,500	276,700	336,000
43	175,900	277,500	337,000
44	177,300	278,300	337,900
45	178,500	279,100	338,500
46	179,700	279,900	339,300
47	180,900	280,700	340,100
48	182,100	281,500	340,800

号給	1 級	2 級	3 級
49	183,200	282,300	341,500
50	184,400	283,100	342,300
51	185,600	283,900	343,100
52	186,800	284,700	343,900
53	187,900	285,500	344,500
54	189,100	286,300	345,200
55	190,300	287,100	345,900
56	191,400	287,900	346,500
57	192,600	288,700	347,000
58	193,800	289,500	347,700
59	195,000	290,300	348,200
60	196,200	291,100	348,800
61	197,300	291,900	349,200
62	198,500	292,700	349,600
63	199,700	293,500	350,100
64	200,800	294,300	350,600
65	202,000	295,100	350,900
66	203,200	295,900	351,300
67	204,300	296,700	351,700
68	205,400	297,500	352,100
69	206,600	298,200	352,400
70	207,700	299,000	
71	208,800	299,800	
72	210,100	300,600	
73	210,900	301,300	
74	212,000	302,100	
75	213,200	302,900	
76	214,300	303,700	
77	215,200	304,400	
78	216,300	305,200	
79	217,600	306,000	
80	218,800	306,800	
81	219,400	307,500	
82	220,600	308,300	
83	221,700	309,100	
84	222,800	309,900	
85	223,600	310,600	
86	224,600	311,400	
87	225,700	312,200	
88	226,800	313,000	
89	227,700	313,700	
90	228,800	314,500	
91	229,800	315,300	
92	230,900	316,100	
93	231,700	316,800	
94	232,700	317,600	
95	233,700	318,400	
96	234,600	319,200	
97	235,600	319,800	
98	236,500	320,500	
99	237,400	321,300	
100	238,400	322,100	

号給	1 級	2 級	3 級
101	239,100	322,700	
102	239,900	323,400	
103	240,800	324,100	
104	241,600	324,800	
105	242,000	325,500	
106	242,700	326,200	
107	243,200	326,900	
108	243,800	327,600	
109	244,200	328,200	
110	244,700	328,700	
111	245,200	329,200	
112	245,700	329,700	
113	246,200	330,200	
114	246,600	330,600	
115	247,000	331,100	
116	247,400	331,600	
117	247,800	332,000	
118	248,200		
119	248,600		
120	249,000		
121	249,400		
122	249,800		
123	250,200		
124	250,500		
125	251,000		
126	251,400		
127	251,800		
128	252,200		
129	252,500		
130	252,900		
131	253,300		
132	253,700		
133	254,000		
134	254,400		
135	254,800		
136	255,200		
137	255,500		
138	255,900		
139	256,300		
140	256,700		
141	257,000		
142	257,400		
143	257,800		
144	258,200		
145	258,400		
146	258,800		
147	259,200		
148	259,600		
149	259,800		
150	260,200		
151	260,600		
152	261,000		



号給	1 級	2 級	3 級
153	261,200		
154	261,600		
155	262,000		
156	262,400		
157	262,600		
158	263,000		
159	263,400		
160	263,800		
161	264,000		
162	264,400		
163	264,800		
164	265,200		
165	265,400		
166	265,800		
167	266,200		
168	266,600		
169	266,800		
170	267,200		
171	267,600		
172	268,000		
173	268,200		
174	268,600		
175	269,100		
176	269,600		
177	269,900		

備考 この給料表は、技能職員に適用する。

## 別表第3

## 教育職給料表

号給	1級	2級	3級	4級
1	191,900	254,000	283,900	331,800
2	194,000	256,200	286,400	334,300
3	196,100	258,400	288,900	336,800
4	198,200	260,600	291,400	339,300
5	202,000	264,100	294,000	341,900
6	204,100	266,400	296,500	344,400
7	206,200	268,700	299,000	346,900
8	208,300	271,000	301,500	349,400
9	212,100	274,200	304,000	352,000
10	214,200	276,500	306,500	354,600
11	216,300	278,800	309,000	357,200
12	218,400	281,100	311,500	359,800
13	222,200	283,900	314,000	362,100
14	224,300	286,200	316,500	364,700
15	226,400	288,500	319,000	367,300
16	228,500	290,800	321,500	369,900
17	232,300	292,600	323,800	372,200
18	234,400	294,900	326,300	374,900
19	236,500	297,200	328,800	377,600
20	238,600	299,500	331,000	380,200
21	242,400	300,700	331,800	382,400
22	244,500	302,900	334,300	385,100
23	246,600	305,100	336,700	387,800
24	248,700	307,100	339,000	390,500
25	252,500	308,400	339,700	392,700
26	254,600	310,600	342,100	395,300
27	256,700	312,800	344,500	397,900
28	258,800	314,700	346,600	400,500
29	262,600	316,100	347,600	402,800
30	264,700	318,200	349,800	405,500
31	266,800	320,300	352,000	408,200
32	268,900	322,200	354,100	410,600
33	272,100	323,500	355,100	412,700
34	274,200	325,600	357,400	415,400
35	276,300	327,700	359,500	418,000
36	278,400	329,600	361,400	420,400
37	280,800	330,900	362,500	422,500
38	282,900	333,000	364,600	425,100
39	285,000	335,100	366,600	427,600
40	287,100	336,900	368,200	430,100
41	288,900	338,200	369,800	432,100
42	291,000	340,300	371,900	434,800
43	293,100	342,400	374,000	437,400
44	295,200	344,300	375,800	440,000
45	296,600	345,100	376,700	441,700
46	298,700	347,200	378,700	444,400
47	300,800	349,300	380,700	447,100
48	302,900	351,000	382,500	449,600

号給	1級	2級	3級	4級
49	303,700	351,800	383,600	451,200
50	305,600	353,900	385,600	453,900
51	307,500	355,800	387,600	456,600
52	309,300	357,700	389,400	459,200
53	310,800	358,300	390,500	460,700
54	312,400	360,300	392,500	463,200
55	313,900	362,100	394,500	465,800
56	315,200	363,700	396,200	468,400
57	316,200	364,700	397,300	470,200
58	317,600	366,700	399,300	472,700
59	319,000	368,400	401,300	475,400
60	320,200	370,000	403,200	477,900
61	321,400	370,900	404,000	479,500
62	322,800	372,900	406,000	482,000
63	324,200	374,700	408,000	484,500
64	325,400	376,400	409,800	486,900
65	326,600	377,100	410,500	487,900
66	328,000	379,000	412,300	490,300
67	329,400	380,800	414,100	492,700
68	330,500	382,600	415,900	495,100
69	331,600	383,300	416,900	496,300
70	333,000	385,200	418,600	498,600
71	334,400	387,100	420,300	500,900
72	335,700	388,900	422,000	503,100
73	336,200	389,400	423,300	504,300
74	337,600	391,200	425,000	506,600
75	339,000	393,000	426,700	508,900
76	340,300	394,500	428,200	511,000
77	340,800	395,500	429,500	512,200
78	342,200	397,200	431,200	514,100
79	343,600	398,900	432,900	516,000
80	344,900	400,400	434,400	517,900
81	345,200	401,500	435,700	519,500
82	346,600	403,200	437,300	520,800
83	348,000	404,900	438,900	522,100
84	349,300	406,400	440,400	523,200
85	349,600	407,500	441,800	524,300
86	351,000	409,200	443,400	525,500
87	352,400	410,900	445,000	526,700
88	353,700	412,500	446,300	527,700
89	354,000	413,500	447,300	528,300
90	355,300	414,900	448,900	529,500
91	356,600	416,300	450,500	530,700
92	357,800	417,700	452,100	531,700
93	358,400	419,100	452,800	532,200
94	359,600	420,200	454,100	533,100
95	360,500	421,300	455,400	534,000
96	361,300	422,400	456,600	534,700
97	361,700	423,400	457,200	535,600
98	362,800	424,500	458,300	536,500
99	363,600	425,400	459,400	537,400
100	364,400	426,300	460,300	538,100

号給	1 級	2 級	3 級	4 級
101	364,900	426,500	461,100	538,700
102	365,800	427,500	462,200	539,600
103	366,600	428,400	463,200	540,500
104	367,400	429,100	464,000	541,200
105	368,100	429,600	464,500	541,600
106	369,000	430,600	465,500	542,500
107	369,900	431,600	466,500	543,400
108	370,700	432,400	467,200	544,000
109	371,300	432,700	467,900	544,500
110	372,200	433,600	468,900	545,400
111	373,100	434,500	469,900	546,100
112	373,900	435,300	470,700	546,800
113	374,400	435,800	471,300	547,300
114	375,300	436,500	472,300	548,200
115	376,200	437,300	473,200	548,900
116	376,900	437,800	473,900	549,600
117	377,500	438,000	474,600	549,900
118	378,400		475,600	550,700
119	379,200		476,600	551,400
120	380,000		477,400	552,000
121	380,500		477,700	552,200
122	381,400			
123	382,200			
124	383,000			
125	383,500			
126	384,400			
127	385,200			
128	386,000			
129	386,500			
130	387,400			
131	388,300			
132	389,100			
133	389,500			
134	390,400			
135	391,300			
136	391,700			
137	392,000			

備考 この給料表は、教員に適用する。

別表第4 削除

## 別表第5

## 看護職給料表(1)

号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	190,600	257,500	301,500	334,800	379,300
2	192,700	258,900	302,600	335,800	380,000
3	195,300	260,300	303,700	336,800	380,700
4	197,600	261,700	304,800	337,800	381,400
5	199,900	263,100	305,900	338,800	382,100
6	202,300	264,500	307,000	339,800	382,800
7	204,400	265,900	308,100	340,800	383,500
8	205,700	267,300	309,200	341,800	384,200
9	207,100	268,700	310,300	342,800	384,900
10	208,600	270,100	311,400	343,800	385,600
11	210,100	271,500	312,500	344,800	386,300
12	211,600	272,900	313,600	345,800	387,000
13	213,100	274,300	314,700	346,800	387,700
14	214,600	275,700	315,800	347,800	388,400
15	216,100	277,100	316,900	348,800	389,100
16	217,600	278,500	318,000	349,800	389,800
17	219,100	279,900	319,100	350,800	390,500
18	220,600	281,300	319,700	351,800	391,200
19	222,100	282,700	320,300	352,800	391,900
20	223,600	284,100	320,900	353,800	392,600
21	225,100	285,500	321,500	354,800	393,300
22	226,600	286,200	322,100	355,800	394,000
23	228,100	286,900	322,700	356,800	394,700
24	229,600	287,600	323,300	357,800	395,400
25	231,100	288,300	323,900	358,800	396,100
26	232,600	289,000	324,500	359,800	396,800
27	234,100	289,700	325,100	360,800	397,500
28	235,600	290,400	325,700	361,800	398,200
29	237,100	291,100	326,300	362,800	398,900
30	238,600	291,800	326,900	363,300	399,600
31	240,100	292,500	327,500	363,800	400,300
32	241,600	293,200	328,100	364,300	401,000
33	242,300	293,900	328,700	364,800	401,700
34	243,000	294,300		365,300	402,400
35	243,700	294,700		365,800	403,100
36	244,400	295,100		366,300	403,800
37	245,100	295,500		366,800	404,500
38	245,800	295,900		367,300	405,200
39	246,500	296,300		367,800	405,900
40	247,200	296,700		368,300	
41	247,900	297,100		368,800	
42	248,600	297,500		369,300	
43	249,300	297,900		369,800	
44	250,000	298,300		370,300	
45	250,400	298,700		370,800	
46	250,800	299,100		371,300	
47	251,200	299,500		371,800	
48	251,600	299,900		372,300	

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
49	252,000	300,300		372,800	
50	252,400				
51	252,800				
52	253,200				
53	253,600				
54	254,000				
55	254,400				
56	254,800				
57	255,200				
58	255,600				
59	256,000				
60	256,400				

備考 この給料表は、看護師に適用する。

別表第5の2 削除

別表第6

適用される給料表	教職員	支給額
一般職給料表(2)	医学部附属病院神経精神科病棟に勤務し、患者の看護の補助作業等の業務に従事することを主たる業務とする技能職員	6,500円
教育職給料表	(1) 教授、研究指導等の業務に従事する大学院研究科博士課程（博士課程担当の専門職学位課程を含む。以下「博士課程」という。）を担当する教授	給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計に100分の8.5を乗じて得た額
	(2) 教授、研究指導等の業務に従事する博士課程を担当する准教授及び講師	給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計に100分の8を乗じて得た額
	(3) 教授、研究指導等の業務に従事する大学院研究科修士課程を担当する教授、准教授及び講師（(1)及び(2)に該当する者を除く）	給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計に100分の4を乗じて得た額
	(4) 教授、研究指導等の業務に従事し、博士課程に在学する学生の指導に常時従事する助教のうち、博士の学位を有するもの、修士課程修了後5年以上の研究歴を有するもの、医科大学若しくは大学の医学部を卒業後6年以上の研究歴を有するもの又は大学卒業後8年以上の研究歴を有するもので市立大学の助教又は助手としての在職期間が6月以上のもの	
	(5) 医学部附属病院において、感染症又は結核の予防救治に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員のうち中央臨床検査部、放射線科又は放射線治療科に勤務する者（課長級以上の職であるものを除く。）	10,800円
	(6) 医学部附属病院において、(5)に掲げる以外の診療等の業務に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員	8,100円

別表第7

職	区分
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副学長</li> <li>・ 医学部附属病院長</li> </ul>	1種甲
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特命副学長</li> <li>・ 研究院長</li> <li>・ 研究科長</li> <li>・ 教務担当部長、学生担当部長、入試担当部長</li> <li>医学部附属病院副院長</li> <li>学術情報総合センター所長</li> </ul>	1種乙
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学長特別補佐</li> <li>・ 都市研究プラザ所長、複合先端研究機構長</li> <li>医学部附属刀根山結核研究所所長</li> <li>・ 病院長補佐</li> <li>・ 医療安全センター長</li> </ul>	2種
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学術情報総合センター副所長及び学術情報総合センター医学分館長</li> <li>・ 都市健康・スポーツ研究センター所長</li> <li>・ 情報基盤センター所長</li> <li>・ 理学部附属植物園長</li> <li>・ 医学部附属病院の部長、医学部附属病院のセンター長（医療安全センター長を除く。）及び医学部附属病院の室長</li> <li>・ 副研究科長</li> </ul>	3種